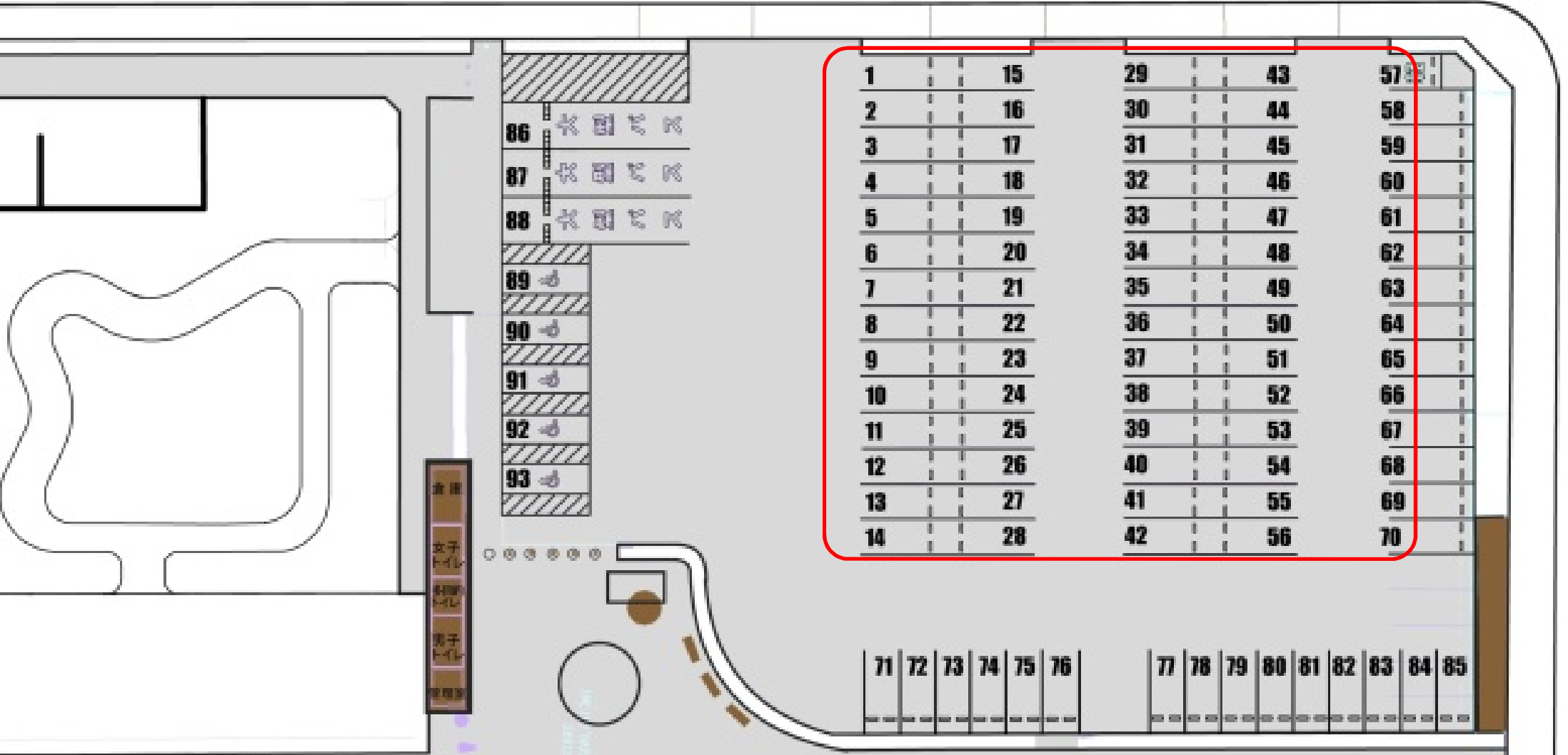


常永ゆめ広場駐車場



注意事項

- ・ 駐車場利用中は許可書を携帯すること。
- ・ 駐車場利用時は誘導員を設置すること。
- ・ 占用区域をカラーコーン等で仕切り、指定された区域以外には駐車しないようにし、公園の駐車場利用者に迷惑をかけないこと。
- ・ 駐車場利用中に駐車場内施設を破損した場合は申請者の責任において弁済をすること。
- ・ 駐車場利用後は占用した区域を確認しゴミ等の後始末をすること。
- ・ 駐車場で事故が起きた場合は町では一切責任を負いません。(駐車場設備等の不備による過失がある場合を除く)

利用許可範囲